

報告 3－①

新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金の支給終了について

1 傷病手当金の支給終了の趣旨

当市の新型コロナウイルス感染症の感染拡大の防止対策として、新型コロナウイルス感染症に罹患等したことにより、療養のため給与収入を得られなかった国保被保険者に対して傷病手当金の支給を行ってきましたが、令和5年5月8日より、新型コロナウイルス感染症については、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」上の新型インフルエンザ等感染症に該当しないものとする国の方針変更が示されたことから、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の防止対策としての傷病手当金の支給を終了するものです。

2 傷病手当金の支給終了の概要

傷病手当金の支給適用期間については、「白井市国民健康保険条例の一部を改正する条例附則第2項の日を定める規則」に規定されていますが、この支給適用期間を、「令和5年5月7日までに新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者に対して傷病手当金の支給を始める日とする」に変更する規則改正を行い、5月8日以降からの新型コロナウイルス感染症の感染等については傷病手当金支給の対象とはならないものとする根拠規定を定めるものです。

3 規則改正の施行日

令和5年3月27日

白井市国民健康保険条例の一部を改正する条例附則第2項の
日を定める規則の一部を改正する規則

白井市国民健康保険条例の一部を改正する条例附則第2項の日を
定める規則（令和2年規則第23号）の一部を次のように改正する。

本則中「令和5年3月31日」を「令和5年5月7日までに新型
コロナウイルス感染症に感染した被保険者に対して傷病手当金の支
給を始める日」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

白井市国民健康保険条例の一部を改正する条例附則第 2 項の日を定める規則（令和 2 年規則第 2 3 号）新旧対照表

改正案	現 行
○白井市国民健康保険条例の一部を改正する条例附則第 2 項の日を定める規則 令和 2 年 5 月 1 日 規則第 2 3 号 白井市国民健康保険条例の一部を改正する条例（令和 2 年条例第 9 号）附則第 2 項に規定する規則で定める日は、<u>令和 5 年 5 月 7 日までに新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者に対して傷病手当金の支給を始める日</u>とする。	○白井市国民健康保険条例の一部を改正する条例附則第 2 項の日を定める規則 令和 2 年 5 月 1 日 規則第 2 3 号 白井市国民健康保険条例の一部を改正する条例（令和 2 年条例第 9 号）附則第 2 項に規定する規則で定める日は、<u>令和 5 年 3 月 3 1 日</u>とする。

報告 3－②

新型コロナウイルス感染症に係る国民健康保険税の減免措置の終了について

白井市国民健康保険税減免取扱要領の附則で定める新型コロナウイルス感染症に係る当該年度分の国民健康保険税の減免措置については、令和5年度分白井市国民健康保険税の減免規定を新たに更新しないとするものです。

【概要】

令和2年4月7日に閣議決定された「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」において、「感染症の影響により一定程度収入が下がった方々等に対して、国民健康保険、国民年金等の保険料の免除等を行う。」とされたことを踏まえ、国が示した減免に係る算定基準に基づき、令和元年度第8期分から令和2年度、3年度及び令和4年度と実施してきました。

約3年が経過し、新型コロナウイルス感染症の状況も徐々に変わり、令和5年1月27日、新型コロナウイルス感染症対策本部において「新型コロナウイルス感染症の感染法上の位置づけの変更等に関する対応方針について」が決定されています。

この対応方針により、令和5年5月8日から、新型コロナウイルス感染症について、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律上の新型インフルエンザ等感染症に該当しないものとし、5類感染症に位置付ける方針が示され、厚生労働省保険局及び総務省自治税務局においても、この対応方針を踏まえ、令和5年2月10日付け事務連絡において、国民健康保険料（税）の減免に対する財政支援を令和4年度相当分までをもって終了とされています。

このことから令和5年度分白井市国民健康保険税の減免を新たに更新しないとするものです。

【減免実施状況】

令和2年度（令和元年度第8期分を含む）	90件
令和3年度	40件
令和4年度	17件